鹿児島大学情報セキュリティポリシー

〔平成16年９月21日
学　長　裁　定〕

第１ 基本方針

鹿児島大学（以下「本学」という。）において、キャンパス情報ネットワークに接続するすべての機器の利用にあたっては、法令と規範を守り、不正アクセス及びウィルス感染を防ぐよう努めるものとする。

第２ 目的

情報セキュリティを確保するために必要なことは、セキュリティの脅威に対する予防とインシデント発生時の迅速な対応である。これまでも本学では、ネットワーク社会の一員の義務として、各種の予防措置とインシデント発生時の対応を行ってきた。

本方針はこれまで行ってきた本学の情報セキュリティに対する基本方針を明文化し学内外に広く公開することにより、自らを律することを目的として策定するものである。

第３ 責任の所在

⑴ 情報セキュリティに関する責任は、各部局長が負う。

⑵ 前項において各部局長とは、各学部長、大学院医歯学総合研究科長、大学院連合農学研究科長、大学院司法政策研究科長、医学部・歯学部附属病院長、各学内共同教育研究施設等の長、ベンチャービジネスラボラトリー施設長、事務局長をいう。

第４ 組織・体制

⑴ ネットワークの運用形態に応じた部局等を単位として、情報セキュリティポリシーの策定及び情報セキュリティに関する重要事項の審議を行う情報セキュリティ委員会等を置く。

⑵ 全学的な意志決定が必要な場合は情報ネットワーク委員会が審議し、情報基盤委員会が決定する。

第５ 対策基準

情報セキュリティを確保するために遵守すべき行為及び判断の基準を示す情報セキュリティ対策基準は、第４⑵に規定する組織において別に定める。

第６ 実施手順

情報セキュリティ対策基準で定めた内容の実施方法を示す情報セキュリティ実施手順は、第４⑴に規定する組織において別に定める。

第７ 情報セキュリティ対策支援室

⑴ 各部局の情報セキュリティ対策を支援するため、学術情報基盤センターに情報セキュリティ対策支援室を置く。

⑵ 情報セキュリティ対策支援室の業務及び組織については別に定める。

第８ 対象範囲

本方針は、キャンパス情報ネットワークに接続する者が本学構成員であるかどうかに関わらず、接続されたすべての機器の利用者を対象とする。